

○佛教大学基幹システム管理運営内規

(目的)

第1条 本内規は、「佛教大学情報セキュリティポリシー」に基き、佛教大学基幹システム（以下「基幹システム」という。）の管理運営に関する事項を定め、その運用の適正化を図り、もって大学事務の効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本内規における用語については、「佛教大学情報セキュリティポリシー」に定めるところによる。その他の用語については、当該各号に定めるところによる。

(1) データベース

特定の目的に沿って集められ記憶媒体上に組織的に記録されたデータの集合体をいう。

(2) 基幹システム

学籍原簿、成績原簿など個人情報のデータベースを持つコンピュータ処理の総称をいう。

(3) 個人データ

個人情報に関する記録媒体上のデータをいう。

(4) サーバ

コンピュータシステムの中で、データベースやコンピュータ処理を行なうプログラムを格納し、プログラムを実行する機器をいう。

(範囲)

第3条 本内規の対象範囲は、基幹業務にかかるシステムの開発業務および運用業務とする。

2 本内規に定めのない事項、または本内規によって業務を行なうことのできない重要な事項は、運用実施責任者の決裁を得るものとする。

3 運用管理責任者は、本内規の遵守を徹底するために、別に実施要項を設けることができる。

(適用部署)

第4条 本内規の対象範囲は、基幹業務にかかるシステムの開発業務および運用業務を行なうすべての部署に適用される。

(基幹システム総括責任者)

第5条 基幹システムを統括的に管理し、必要な調整を行なうため基幹システム総括責任者（以下「システム総括責任者」という。）を置き、運用管理責任者をその任に充てる。

(基幹システム管理者)

第6条 基幹システムの管理運営を行なうため基幹システム管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、情報運用担当者をその任に充てる。

2 システム管理者は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 基幹システムの管理運営全般に関すること。
- (2) 基幹システムのデータ保護およびセキュリティ対策等安全対策に関すること。
- (3) 基幹システムのバックアップに関すること。
- (4) 基幹システムの事務系ネットワークへの接続に関すること。

(基幹システム業務管理者)

第7条 基幹システムにおいて、端末装置により個人情報を入力し活用する部署に基幹システム業務管理者（以下「業務管理者」という。）を置き、部局情報運用担当者をその任に充てる。

2 業務管理者は個別業務システムに関し、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) データの所管および保護に関すること。
- (2) 機器類の保管に関すること。
- (3) セキュリティ対策等安全対策に関すること。
- (4) 個別データのバックアップに関すること。
- (5) ドキュメントの管理に関すること。
- (6) 操作者の指定に関すること。

(システム連絡会)

第8条 基幹システムの運用にかかわる諸問題を解決するために、定期的にシステム連絡会を月例で開催する。

2 システム連絡会は、情報システム課と業務管理者をもって構成する。

(職員の責務)

第9条 基幹システムに従事する職員（以下「職員」という。）は、コンピュータシステムを適正且つ能率的に運営し、基幹システムで入力し活用する個人情報の正確性を常に保持するように努めなければならない。

2 職員は、セキュリティポリシー第32条第4号に定める守秘義務を遵守し、個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

(データの管理)

第10条 業務管理者は、端末によって処理されるデータの漏えい防止に努めなければならない。

(基幹システムのサーバ操作)

第11条 サーバ室にある基幹システムの操作は、「佛教大学サーバ室入退室管理内規」に基き、行なわなければならない。

(基幹システムのサーバ操作の制限)

第 12 条 基幹システムのサーバは、次に掲げる場合を除き、みだりに操作をしてはならない。

- (1) プログラムの作成および保守を行なうとき。
- (2) 職員の教育訓練を行なうとき。
- (3) 基幹システムの調整または整備を行なうとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほかシステム管理者が特に必要と認めるとき。

(基幹システムのデータベース利用の制限)

第 13 条 基幹システムのデータベース利用は、次に掲げる場合を除き、直接利用してはならない。

- (1) 基幹システムの運用上、データベースを参照する構成となっているとき。ただし、利用権限は参照のみとする。

(事故報告書の提出)

第 14 条 システム管理者および業務管理者は、基幹システムに事故が発生したときは、速やかにその事故の状況を調査し、システム総括責任者に速やかに報告しなければならない。

(個人情報管理)

第 15 条 個人情報を取り扱うときは、「佛教大学個人情報の保護に関する規程」第 8 条第 1 項に基き、業務管理者は、管理責任者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等のコンピュータ処理を担当する者および処理を行なう場合の条件等を定めなければならない。

(委託に伴う取扱い)

第 16 条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、「佛教大学個人情報の保護に関する規程」第 9 条第 1 項に基き、業務管理者は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講じるべき措置を明らかにしなければならない。

(基幹システム処理計画)

第 17 条 基幹システムを改修しようとする業務管理者は、7 月末日までに、翌年度の基幹システム依頼書（別紙様式 1 号）をシステム総括責任者に提出するものとする。但し、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 システム総括責任者は、システム管理者に対し、前項第 1 号の内容について調査分析を指示し、次の各号に適合していると認めるときは、改修方法等を決定するものとする。

- (1) 佛教大学 ICT 化計画に沿っていること。

- (2) 業務の効率化および省力化ならびに教育・研究サービスの向上に寄与すること。
- 3 システム管理者は、毎年10月末日までに基幹システム依頼書を取りまとめ、翌年度の基幹システム処理計画を作成し、予算要求するものとする。
- (改廃)
- 第18条 本内規の改廃は、情報システム委員会の議を経て、運用実施責任者が決定する。

附則

- 第1条 本内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 第2条 本内規の施行に伴い、「事務情報システム利用細則」（平成元年4月1日施行）は、廃止する。
- 第1条 本内規は、平成31年4月1日から施行する。